

第5章

卷末資料

1 ● 計画フレーム

1 ● 実績と将来推計

項目		実績	予測値 ※1	目標達成時 ※2	予測値 ※1	目標達成時 ※2
		22年度	28年度	28年度	31年度	31年度
人口	(人)	811,901	796,040	796,040	785,520	785,520
排出量 ^{※3} a	(t)	316,853	309,601	306,150	305,514	297,997
家庭系 ^{※4}	(t)	194,201	189,340	187,835	186,841	183,390
集団・拠点回収	(t)	32,301	31,672	33,174	31,255	34,410
事業系 ^{※5}	(t)	90,351	88,589	85,141	87,418	80,197
資源化量 ^{※6} b	(t)	85,403	83,857	91,086	82,754	92,229
リサイクル率 ^{※7} . . . b/a	(%)	27.0	27.1	29.8	27.1	30.9
1人1日あたり 家庭系ごみ量 ^{※8}	(g)	494	494	484	494	474
		(473)				
ごみ焼却量	(t)	228,510	224,045	217,985	221,081	208,332
最終処分量	(t)	32,092	29,982	22,436	29,593	21,723

※1 「予測値」

人口減少分を勘案した上で、これまでの傾向でごみ量が推移すると仮定した数値

※2 「目標達成時」

施策実施により数値目標を達成した場合の推計値

※3 「排出量」

集団資源回収や資源物収集分を含む

※4 「家庭系」

「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」「資源物」「家庭系直接搬入量」の合計

※5 「事業系」

「許可」「直接搬入」「公共ごみ」「資源物」の合計

※6 「資源化量」

集団資源回収や市の処理施設等でのリサイクル量

※7 「リサイクル率」

= 資源化量 / 総排出量

※8 「1人1日あたり家庭系ごみ量」

本計画の策定段階において、従前まで家庭系の処理施設への直接搬入ごみを「事業系ごみ量」として集計してききましたが、新しい計画においては「家庭系ごみ量」に含んで集計するよう統計手法を見直しました。

表中の上段(括弧無し)：

= (燃やすごみ+燃やさないごみ+粗大ごみ+直接搬入ごみ(有料分)) (t/年) ÷ 人口(人) ÷ 365(日) × 10⁶

表中の下段(括弧あり)：

= (燃やすごみ+燃やさないごみ+粗大ごみ) (t/年) ÷ 人口(人) ÷ 365(日) × 10⁶

2 ● ごみ量予測

1 ● 全市（人口減少分のみ見込んだ予測値）

単位：t/年

		実績		予測値									
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31		
収集	人口	811,901	809,430	806,960	804,490	802,020	799,550	796,040	792,530	789,030	785,520		
	ごみ	燃やすごみ	133,399	132,993	132,587	132,182	131,776	131,369	130,792	130,214	129,641	129,064	
		燃やさないごみ	3,510	3,499	3,490	3,477	3,468	3,456	3,441	3,426	3,411	3,396	
		粗大ごみ	3,267	3,259	3,246	3,238	3,227	3,218	3,202	3,189	3,175	3,160	
		計	140,176	139,751	139,323	138,897	138,471	138,043	137,435	136,829	136,227	135,620	
	資源	プラスチック製容器包装	9,667	9,638	9,608	9,579	9,549	9,520	9,478	9,437	9,393	9,353	
		ペットボトル	1,295	1,293	1,287	1,284	1,278	1,275	1,270	1,266	1,258	1,253	
		びん	6,816	6,796	6,774	6,754	6,733	6,711	6,684	6,653	6,625	6,595	
		缶	2,268	2,262	2,255	2,248	2,241	2,233	2,223	2,213	2,204	2,193	
		有害・危険物	492	491	489	489	488	486	482	480	478	476	
		古紙類	10,117	10,086	10,055	10,025	9,994	9,962	9,918	9,875	9,832	9,789	
		枝葉・草	15,263	15,217	15,169	15,123	15,079	15,031	14,964	14,899	14,832	14,767	
		小型家電											
	計	45,918	45,783	45,637	45,502	45,362	45,218	45,019	44,823	44,622	44,426		
	計	186,094	185,534	184,960	184,399	183,833	183,261	182,454	181,652	180,849	180,046		
	家庭系ごみ	集団回収	古紙類	30,133	30,041	29,948	29,858	29,767	29,674	29,543	29,414	29,285	29,154
			その他	84	84	84	83	83	83	83	82	82	82
			計	30,217	30,125	30,032	29,941	29,850	29,757	29,626	29,496	29,367	29,236
拠点回収		古紙類	955	953	951	946	943	941	938	931	927	924	
		ペットボトル	794	793	790	788	786	781	778	775	771	769	
		乾電池	57	57	57	57	56	56	56	56	56	56	
		古布	140	140	139	139	138	138	138	137	136	136	
		プラスチック製容器包装	66	66	66	65	65	65	65	64	64	64	
		廃食油	72	72	72	72	71	71	71	71	71	70	
		小型家電											
		計	2,084	2,081	2,075	2,067	2,059	2,052	2,046	2,034	2,025	2,019	
拠点・集団計		32,301	32,206	32,107	32,008	31,909	31,809	31,672	31,530	31,392	31,255		
家庭系直接搬入量		可燃ごみ	有料	2,765	2,756	2,748	2,740	2,731	2,723	2,712	2,698	2,687	2,674
			無料	93	93	93	93	93	92	91	91	91	90
		計	2,858	2,849	2,841	2,833	2,824	2,815	2,803	2,789	2,778	2,764	
	不燃ごみ	有料	3,479	3,468	3,458	3,447	3,438	3,426	3,410	3,397	3,382	3,366	
		無料	306	306	304	304	302	302	300	300	297	296	
	計	3,785	3,774	3,762	3,751	3,740	3,728	3,710	3,697	3,679	3,662		
資源物	381	380	379	378	377	375	373	372	370	369			
計	7,024	7,003	6,982	6,962	6,941	6,918	6,886	6,858	6,827	6,795			
合計	225,419	224,743	224,049	223,369	222,683	221,988	221,012	220,040	219,068	218,096			
事業系ごみ	可燃ごみ	許可	71,514	71,296	71,079	70,861	70,643	70,427	70,117	69,808	69,500	69,190	
		直接搬入	4,013	4,000	3,989	3,977	3,964	3,952	3,935	3,918	3,900	3,883	
		公共ごみ	1,912	1,906	1,901	1,895	1,889	1,883	1,875	1,867	1,858	1,850	
		計	77,439	77,202	76,969	76,733	76,496	76,262	75,927	75,593	75,258	74,923	
	不燃ごみ	許可	7,016	6,995	6,974	6,952	6,931	6,909	6,879	6,848	6,819	6,789	
		直接搬入	479	477	477	474	473	472	471	469	465	463	
		公共ごみ	131	131	130	130	130	129	129	128	128	128	
		計	7,626	7,603	7,581	7,556	7,534	7,510	7,479	7,445	7,412	7,380	
	直接埋立	許可	956	953	950	947	944	942	938	933	929	925	
		直接搬入	415	414	412	411	410	409	407	405	403	402	
		公共ごみ	3,044	3,035	3,026	3,016	3,007	2,997	2,984	2,971	2,958	2,945	
	計	4,415	4,402	4,388	4,374	4,361	4,348	4,329	4,309	4,290	4,272		
	資源物	871	868	866	863	860	858	854	850	847	843		
	合計	90,351	90,075	89,804	89,526	89,251	88,978	88,589	88,197	87,807	87,418		
ごみ総排出量	315,770	314,818	313,853	312,895	311,934	310,966	309,601	308,237	306,875	305,514			
1人1日あたりごみ排出量(g/人・日)	779	779	779	779	779	779	779	779	779	779			
家庭系ごみ量(g/人・日)※1	494	494	494	494	494	494	494	494	494	494			
事業系ごみ量(g/人・日)※2	285	285	285	285	285	285	285	285	285	285			

※1 [収集(燃やす、燃やさない、粗大) + 家庭系直接搬入量(可燃ごみ(有料)、不燃ごみ(有料))] ÷ 人口 ÷ 365 × 1000 × 1000

※2 [可燃ごみ(許可、直接搬入) + 不燃ごみ(許可、直接搬入) + 直接埋立(許可、直接搬入)] ÷ 人口 ÷ 365 × 1000 × 1000

注) 燃やすごみには普通ごみを含む

注) ※H22実績値には小須戸火災の災害ごみ(1,083t)を含まない。

注) 四捨五入の関係で数値が一致しない場合があります。

2 ● 全市（施策実施による目標達成時の推計）

単位：t/年

		実績		計画値								
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	
収集	人口	811,901	809,430	806,960	804,490	802,020	799,550	796,040	792,530	789,030	785,520	
	ごみ											
	燃やすごみ	133,399	132,384	131,501	130,482	129,610	128,751	128,608	126,280	125,159	123,902	
	燃やさないごみ	3,510	3,499	2,771	2,763	2,755	2,744	2,734	2,720	2,708	2,697	
	粗大ごみ	3,267	3,259	3,246	3,238	3,227	3,218	3,202	3,189	3,175	3,160	
	計	140,176	139,142	137,518	136,483	135,592	134,713	134,544	132,189	131,042	129,759	
	資源											
	プラスチック製容器包装	9,667	9,781	9,814	9,927	10,027	10,064	9,850	10,245	10,259	10,353	
	ペットボトル	1,295	1,293	1,287	1,284	1,278	1,275	1,270	1,266	1,258	1,253	
	びん	6,816	6,796	6,774	6,754	6,733	6,711	6,684	6,653	6,625	6,595	
	缶	2,268	2,262	2,255	2,248	2,241	2,233	2,223	2,213	2,204	2,193	
	有害・危険物	492	491	489	489	488	486	482	480	478	476	
	古紙類	10,117	10,179	10,235	10,296	10,344	10,410	10,293	10,487	10,526	10,569	
	枝葉・草	15,263	15,217	15,169	15,123	15,079	15,031	14,964	14,899	14,832	14,767	
	小型家電	0	0	652	646	645	643	639	638	634	630	
	計	45,918	46,019	46,675	46,767	46,835	46,853	46,405	46,881	46,816	46,836	
	計	186,094	185,161	184,193	183,250	182,427	181,566	180,949	179,070	177,858	176,595	
	家庭系ごみ	集団回収										
		古紙類	30,133	30,403	30,607	30,874	31,074	31,337	30,917	31,706	31,855	32,063
		その他	84	84	84	83	83	83	83	82	82	82
		計	30,217	30,487	30,691	30,957	31,157	31,420	31,000	31,788	31,937	32,145
拠点回収												
古紙類		955	965	973	981	988	999	986	1,010	1,016	1,025	
ペットボトル		794	793	790	788	786	781	778	775	771	769	
乾電池		57	57	57	57	56	56	56	56	56	56	
古布		140	140	164	173	181	191	216	236	257	276	
プラスチック製容器包装		66	66	66	65	65	65	65	64	64	64	
廃食油		72	72	72	72	71	71	71	71	71	70	
小型家電		0	0	0	1	1	2	2	2	3	5	
計	2,084	2,093	2,122	2,137	2,148	2,165	2,174	2,214	2,238	2,265		
拠点・集団計	32,301	32,580	32,813	33,094	33,305	33,585	33,174	34,002	34,175	34,410		
家庭系直接搬入量	可燃ごみ											
	有料	2,765	2,756	2,748	2,740	2,731	2,723	2,712	2,698	2,687	2,674	
	無料	93	93	93	93	93	92	91	91	91	90	
	計	2,858	2,849	2,841	2,833	2,824	2,815	2,803	2,789	2,778	2,764	
	不燃ごみ											
	有料	3,479	3,468	3,458	3,447	3,438	3,426	3,410	3,397	3,382	3,366	
	無料	306	306	304	304	302	302	300	300	297	296	
計	3,785	3,774	3,762	3,751	3,740	3,728	3,710	3,697	3,679	3,662		
資源物	381	380	379	378	377	375	373	372	370	369		
計	7,024	7,003	6,982	6,962	6,941	6,918	6,886	6,858	6,827	6,795		
合計	225,419	224,744	223,988	223,306	222,673	222,069	221,009	219,930	218,860	217,800		
事業系ごみ	可燃ごみ											
	許可	71,514	70,592	69,547	68,538	67,503	66,602	66,857	64,416	63,321	62,356	
	直接搬入	4,013	3,960	3,903	3,845	3,786	3,736	3,747	3,613	3,551	3,496	
	公共ごみ	1,912	1,906	1,901	1,895	1,889	1,883	1,875	1,867	1,858	1,850	
	計	77,439	76,458	75,351	74,278	73,178	72,221	72,479	69,896	68,730	67,702	
	不燃ごみ											
	許可	7,016	6,995	6,974	6,952	6,931	6,909	6,879	6,848	6,819	6,789	
	直接搬入	479	477	477	474	473	472	471	469	465	463	
	公共ごみ	131	131	130	130	130	129	129	128	128	128	
	計	7,626	7,603	7,581	7,556	7,534	7,510	7,479	7,445	7,412	7,380	
	直接埋立											
	許可	956	953	950	947	944	942	938	933	929	925	
	直接搬入	415	414	412	411	410	409	407	405	403	402	
	公共ごみ	3,044	3,035	3,026	3,016	3,007	2,997	2,984	2,971	2,958	2,945	
	計	4,415	4,402	4,388	4,374	4,361	4,348	4,329	4,309	4,290	4,272	
	資源物	871	868	866	863	860	858	854	850	847	843	
合計	90,351	89,331	88,186	87,071	85,933	84,937	85,141	82,500	81,279	80,197		
ごみ総排出量	315,770	314,075	312,174	310,377	308,606	307,006	306,150	302,430	300,139	297,997		
1人1日あたりごみ排出量(g/人・日)	779	774	767	762	758	754	757	743	738	733		
家庭系ごみ量(g/人・日)※1	494	492	488	486	484	483	484	478	476	474		
事業系ごみ量(g/人・日)※2	285	282	279	276	273	271	273	265	262	260		

※1 収集（燃やす、燃やさない、粗大）＋家庭系直接搬入量（可燃ごみ（有料）、不燃ごみ（有料））÷人口÷365×1000×1000

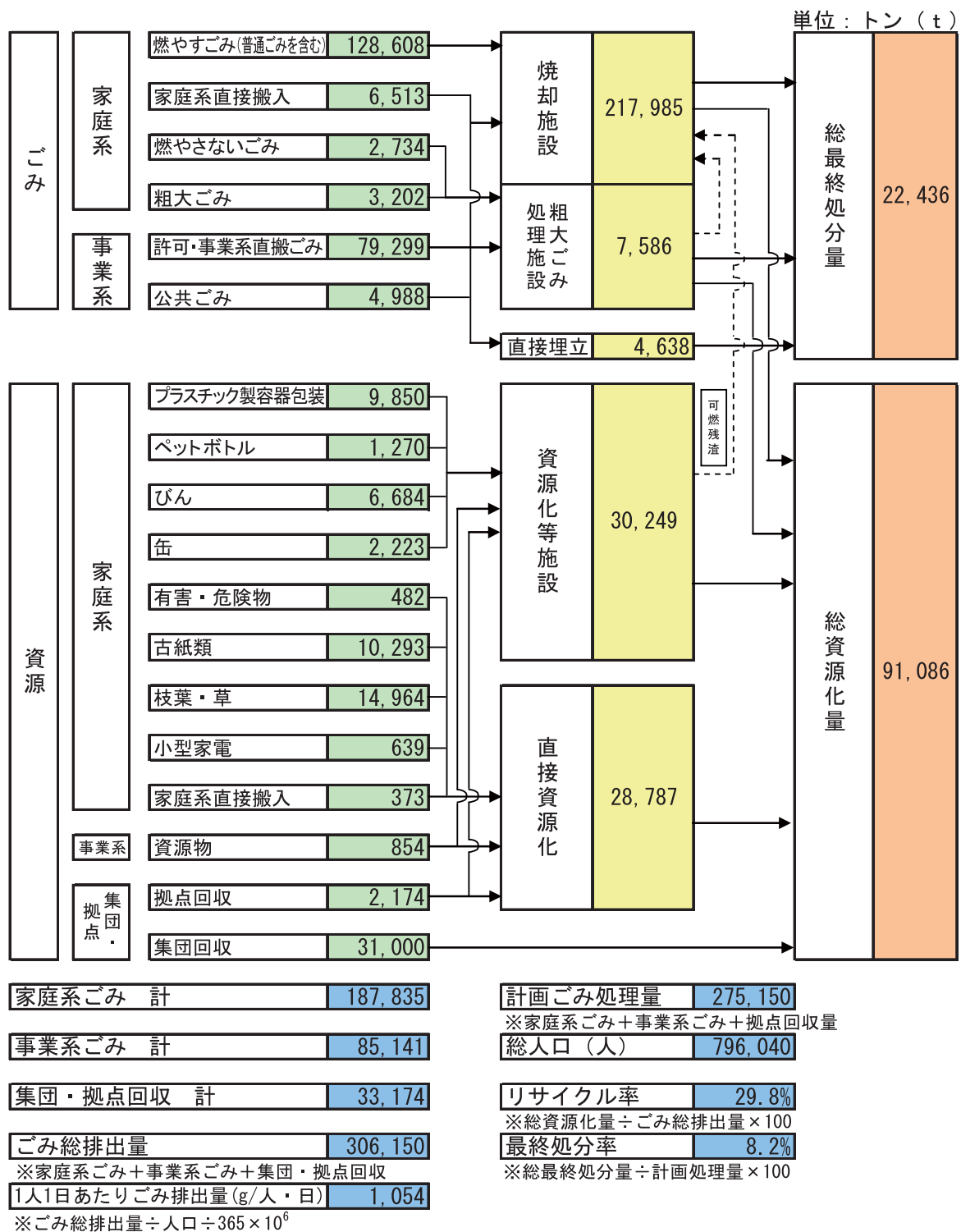
※2 （可燃ごみ（許可、直接搬入）＋不燃ごみ（許可、直接搬入）＋直接埋立（許可、直接搬入））÷人口÷365×1000×1000

注）燃やすごみには普通ごみを含む

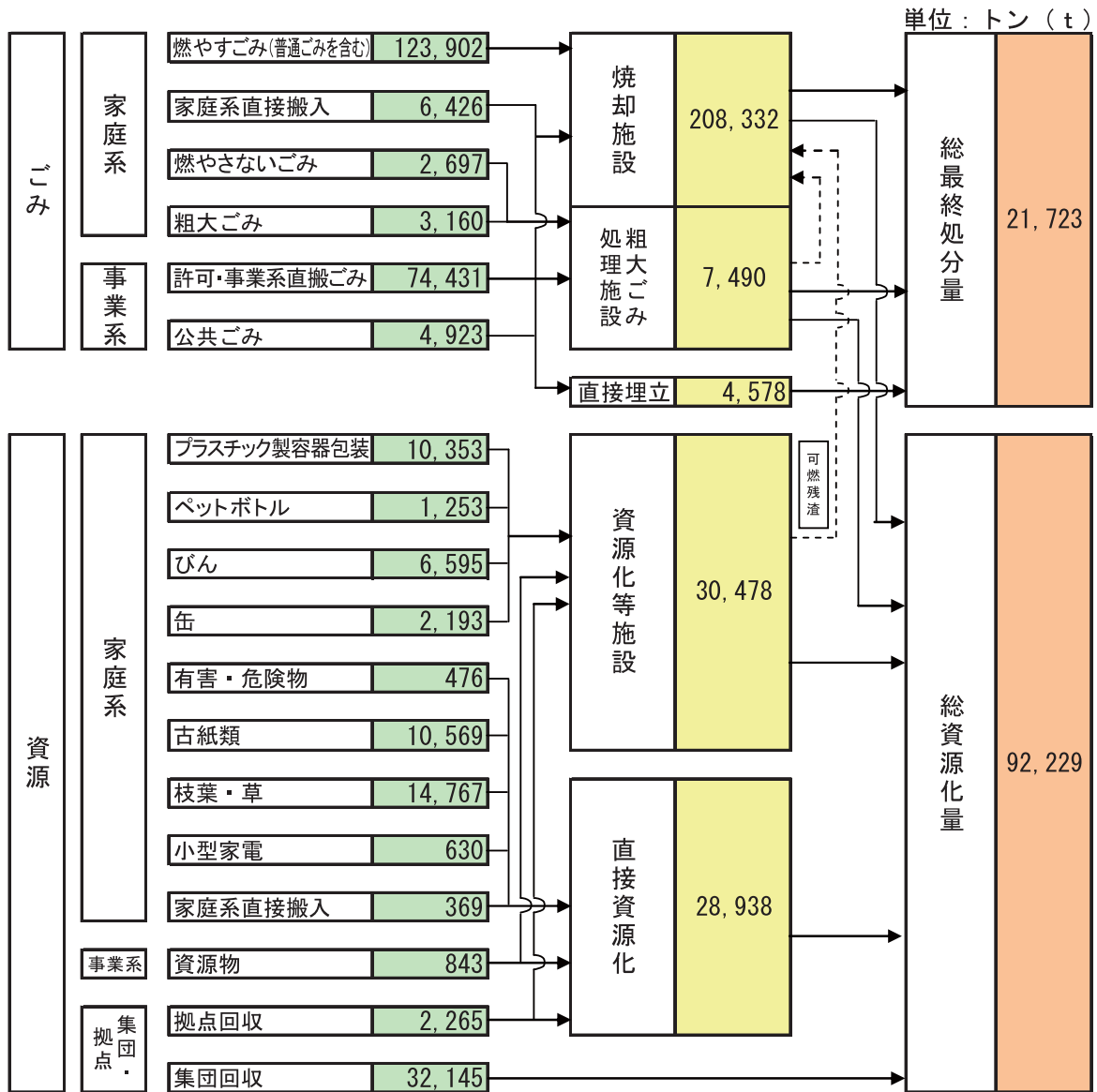
注）※H22実績値には小須戸火災の災害ごみ(1,083t)を含まない。

注）四捨五入の関係で数値が一致しない場合があります。

3 ● 目標達成時のごみ処理フロー（平成28年度）



4 ● 目標達成時のごみ処理フロー（平成31年度）



家庭系ごみ 計 183,390

事業系ごみ 計 80,197

集団・拠点回収 計 34,410

ごみ総排出量 297,997

※家庭系ごみ+事業系ごみ+集団・拠点回収

1人1日あたりごみ排出量(g/人・日) 1,039

※ごみ総排出量÷人口÷365×10⁶

計画ごみ処理量 265,852

※家庭系ごみ+事業系ごみ+拠点回収量

総人口(人) 785,520

リサイクル率 30.9%

※総資源化量÷ごみ総排出量×100

最終処分率 8.2%

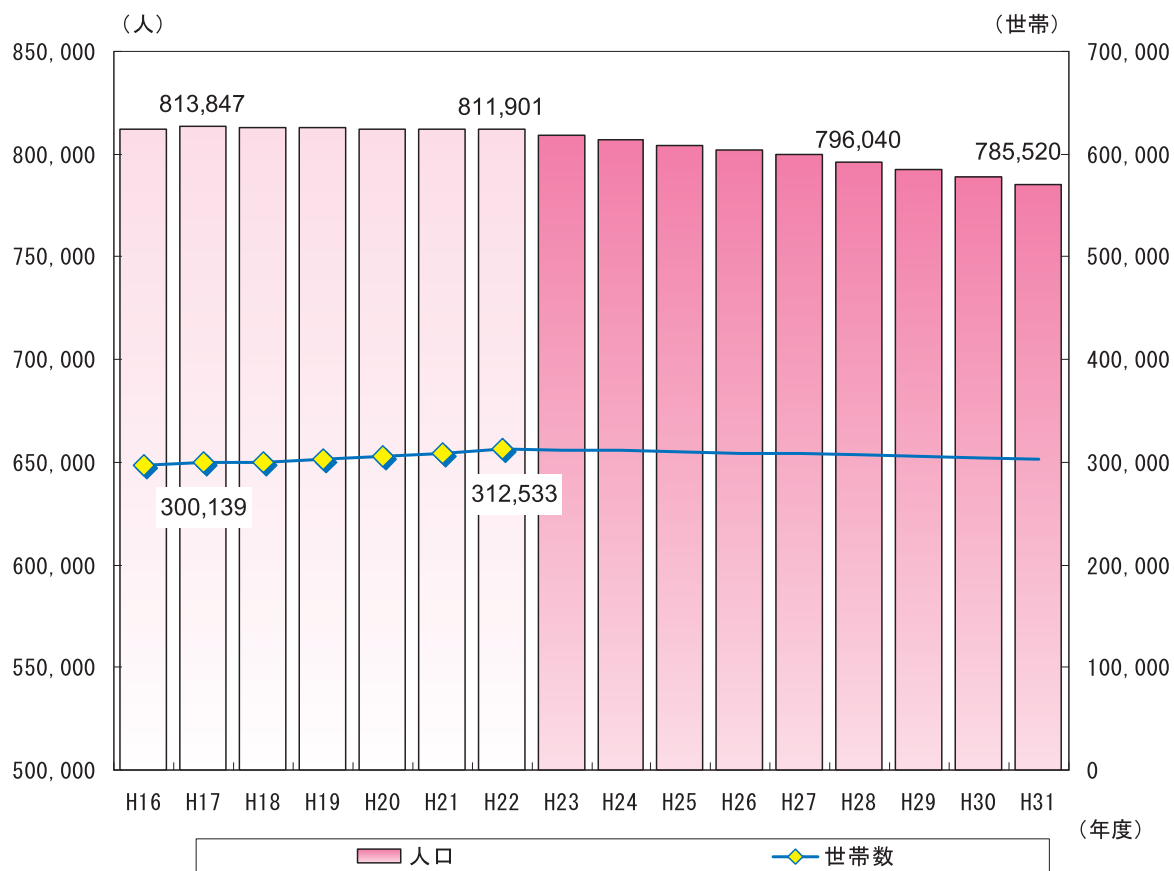
※総最終処分量÷計画処理量×100

3 ● 人口・世帯数の動向

新潟市の人口は平成22年度で811,901人となっており、平成17年度の813,847人をピークに、5年間で約2千人減少している状況にあります。

今後の人口については、年々人口の減少割合が強くなることを見込まれ、平成27年度頃には平成22年度よりも、約1万2千人減少することが予想されています。

なお、将来推計人口は、将来の社会経済状況の見通しや、今後の各種政策効果を反映した内容ではありません。

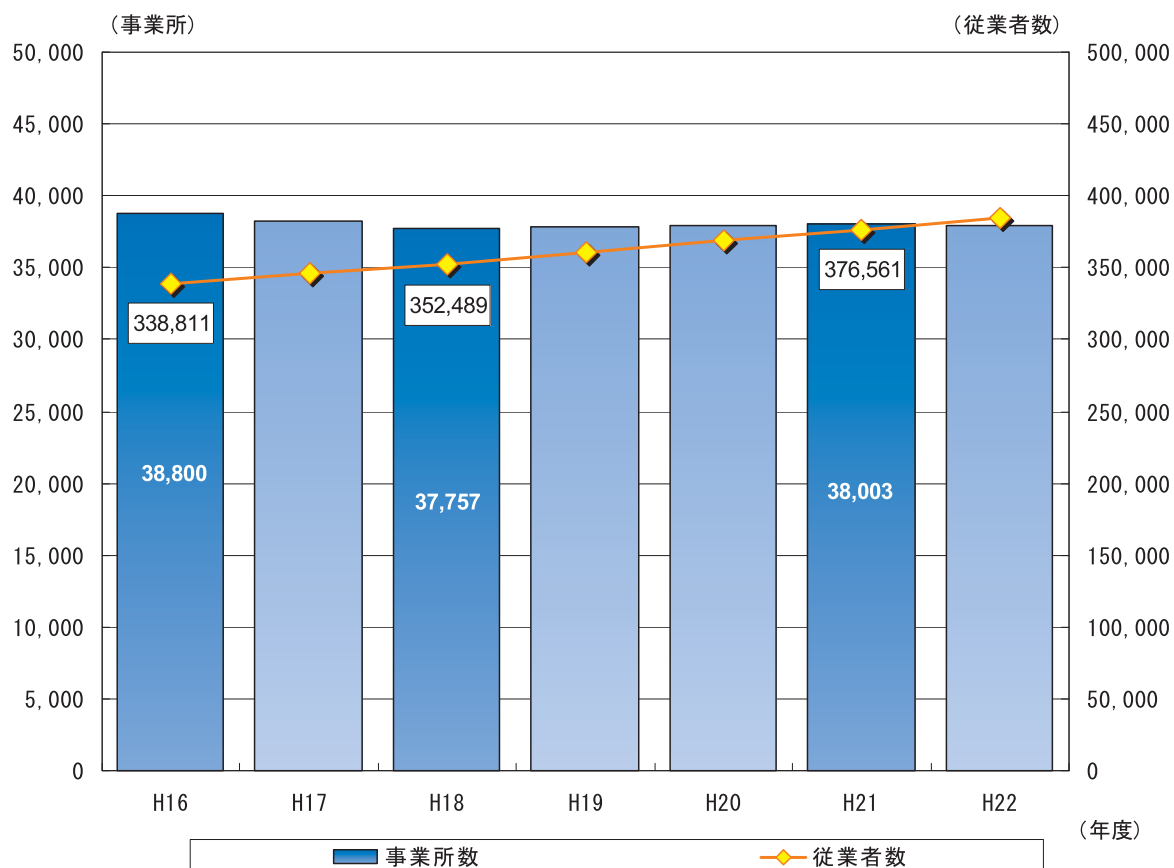


出典) 平成22年国勢調査結果及び新潟市の将来推計人口について (平成22年国勢調査結果基準)
 ※平成23年度以降の世帯数 (横線) は、各年度の推計人口に平成22年度の世帯人員を乗じた数値を図示したもの

図 人口と世帯数の動向

4 ● 事業所数・従業者数の動向

新潟市の平成21年度の事業所数は38,003事業所で、従業者数は376,561人となっており、近年の経済状況、大規模化・集約化の影響により、事業所数は減少傾向を示しているものの、政令指定都市への移行に伴い従業者数は増加傾向を示しています。



出典) 総務省統計局 H16、H18：「事業所企業統計調査結果」、H21：「平成21年経済センサス」
 注) 調査年は、平成16年、18年、21年であり、その他の年は年度間平均による参考値を示しています。

図 事業所数・従業者数の動向

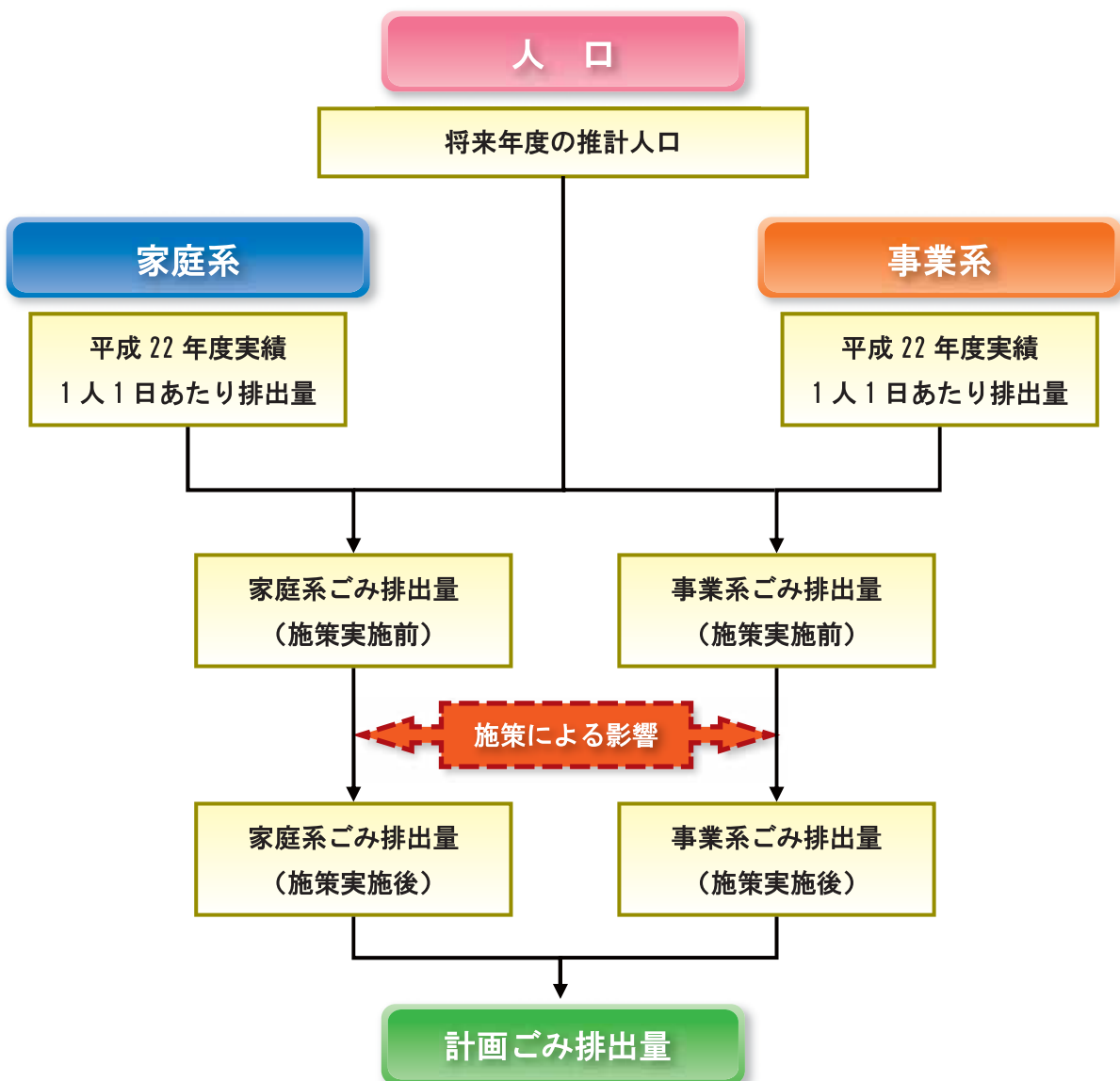
5 ● ごみ量推計の考え方

平成22年度実績から、家庭系ごみ・事業系ごみともに1人1日あたりの排出量を算出し、それらを推計人口の推移にあわせて増減して推計しました。

計画ごみ量については、上記推計に分別変更のリサイクル施策や発生抑制など考慮して算出しました。

なお、将来の推計人口は「新潟市の将来推計人口について（平成22年国勢調査結果基準）」で想定している計画値としています。

【推計方法】



6 ● 策定の経過

年 月 日		内 容
平成23年	5月 23日	○第1回新潟市清掃審議会 ・ 諮問「新潟市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の改定について」 ・ 改定手順、現計画の点検結果、重点課題について
	6月 8日	○第2回新潟市清掃審議会 ・ 基本理念など計画の基本的事項の修正について ・ 家庭ごみの分別収集制度について ・ 家庭系ごみのさらなる減量施策について
	7月 20日	○第3回新潟市清掃審議会 ・ 事業系ごみに関する制度及び処理状況について ・ 事業系ごみの減量施策について
	8月 24日	○第4回新潟市清掃審議会 ・ 大規模災害に備えた事前の体制整備 ・ 収集・処理体制の整備
	9月 27日	○第5回新潟市清掃審議会 ・ 答申書(案)について ・ 答申「新潟市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の改定について」
	11月 7日	○第6回新潟市清掃審議会 ・ 新任委員及び事務局の紹介 ・ 会長及び副会長の選出 ・ 基本方針・基本施策について ・ 数値目標について
	12月 16日	○パブリックコメント
	平成24年	1月 16日
	1月 31日	○第7回新潟市清掃審議会 ・ 計画素案に対する意見と対応

【清掃審議会】

本市では、廃棄物処理事業に関する重要な事項について、広く市民各層からの意見を徴し、行政政策に反映するため「新潟市清掃審議会」を設置しています。

委員は学識経験者4名、市民代表11名の計15名で構成されています。

【諮問文】



新 廃 政 第 9 0 号
平 成 2 3 年 5 月 2 3 日

新 潟 市 清 掃 審 議 会
会 長 菅 原 陽 心 様

新 潟 市 長 篠 田 昭



新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について（諮問）

このことについて、下記のとおり諮問いたしますので、御審議のうえ答申賜りますようお願いいたします。

記

1 諮問事項

新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について

- (1) 家庭系ごみのさらなる減量施策のあり方
- (2) 事業系ごみの減量施策のあり方

2 諮問理由

本市では貴審議会の意見を踏まえ、平成19年6月に策定した現・一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、ごみの減量・リサイクル対策を行ってまいりました。とりわけ平成20年6月からの新ごみ減量制度への移行により、ごみ排出量が大幅に減るとともに、リサイクル率が向上し、計画における数値目標（家庭系ごみ量・リサイクル率・最終処分量）はいずれも早期に達成することができました。

しかしながら、現在の社会は今なお天然資源を大量に消費し、大量のごみを排出し続けており、循環型社会の実現に向けたさらなる取組が求められています。

このような中、今年度は現計画の策定から5年目にあたり、計画を見直すこととされていますので、計画の取組に対する評価を行い、今後の方向性について様々な観点から検討することといたしました。

つきましては、計画の改定にあたって特に上記諮問事項について、幅広い御見識と市民の視点から、御審議願いたく、諮問いたします。

3 答申希望時期

平成23年9月末

【答申書】



写し

新 清 審 第 5 号
平成23年9月27日

新潟市長 篠田 昭 様

新潟市清掃審議
会長 菅原 陽



新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について（答申）

平成23年5月23日付け、新廃政第90号により諮問のありました標題の件について、慎重に審議した結果、別紙のとおり結論を得たので答申いたします。

(写し)

新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について
答申書

平成23年9月27日
新潟市清掃審議会

はじめに

新潟市清掃審議会（以下「審議会」という。）は、平成23年5月23日に「新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について」新潟市長から諮問を受けた。

審議会では、合計5回の会議を開催し、「家庭系ごみのさらなる減量施策のあり方」、「事業系ごみの減量施策のあり方」という切り口から、今後の新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の方向性について審議した。

審議においては、議論に必要な詳細情報を要求し、市民の立場で自由闊達な意見を述べ合うなど、既成概念に捉われない議論を経て、「新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について」審議会としての結論を得た。

新潟市においては、審議会の答申を踏まえ、環境先進都市に向けてさらなるごみ減量・資源化に取り組まれることを期待する。

平成23年9月27日

新潟市清掃審議会
会長 菅原陽心

1. 新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の基本方向

(1) 基本的な考え方－循環型社会と低炭素社会・自然共生社会の統合的な構築－

新潟市では、平成19年6月に策定された現「新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下、「ごみ処理基本計画」という。）に基づき、平成20年6月に新ごみ減量制度へと移行した結果、家庭系ごみ量が3割減るなど、現計画に掲げる数値目標を早期に達成した。新ごみ減量制度移行を契機に、市民・事業者・行政それぞれが循環型社会の構築の重要性を一層認識し、それに向けた歩みを加速させていることを率直に評価したい。

しかしながら、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量は地球規模で増加の一途をたどり、世界各地で希少生物の絶滅が危惧され、中国などの新興国の目覚ましい経済発展により資源需要が増大している現状においては、循環型社会と低炭素社会・自然共生社会を統合的に構築するという考え方が重要であり、より一層ごみの焼却量を削減し、資源化可能なものを資源化することが求められている。

新潟市においてもさらなるごみ減量・資源化に努める責任があり、循環型社会と低炭素社会・自然共生社会を統合的に構築するために、市民・事業者・行政が一体となって取り組んでいかなければならない。

(2) 基本理念・数値目標の指標について

現計画で掲げられている基本理念「市民・事業者・市の協働のもと、ともにつくる環境先進都市」に関しては、新潟市総合計画との整合性も踏まえながら、普遍性のあるキャッチフレーズとしてまとめられており、新計画においても踏襲することが望ましい。ただし、この理念を具体的に表現する前文については、時代の変化を反映し、循環型社会と低炭素社会・自然共生社会の統合的な構築に関することや、人間社会が便利さや豊かさのみを追求するという価値観を根本的に転換することの必要性などについて明記することも検討すべきである。

数値目標に関しては、現計画には「家庭系ごみ量（1人1日あたり）」、「リサイクル率」、「最終処分量」の3つの指標が採用されているが、この場合、事業系ごみに対する直接的な数値目標がないほか、低炭素社会への貢献も踏まえた観点で反映できていない。事業系ごみの減量や、低炭素社会への貢献にしっかり取り組んでもらうためにも、何らかのかたちでこれらに関する指標を追加することを検討すべきであろう。なお、指標化にあたっては、市民や事業者理解しやすいものとなるよう設定すべきである。

また、近年家庭系ごみの処理施設への直接搬入が増加傾向にあり、これまでの収集ごみ量のみを「家庭系ごみ量」とみなす方法では、実態を反映しにくくなっている。そこで、施策の効果をより適切にモニタリングできるよう、家庭系ごみの直接搬入量を「家庭系ごみ量」としてカウントするなど、統計の取り方を見直すべきである。

2. 家庭系ごみのさらなる減量施策のあり方

(1) 家庭系ごみ収集制度について

平成20年6月からの新ごみ減量制度における10種13分別での家庭系ごみ収集制度については、家庭系ごみ量が3割減少するなど大きな成果を上げたことから高く評価できるものであり、制度移行から3年経過した段階での早急な変更が強く求められているとは言い難いが、現段階における制度の点検を行い、意見としてまとめた。

なお、巻広域地区におけるプラスチック製容器包装のモデル収集の取り組みについては、地域住民の努力により再資源化が進んでいる。今後、この取り組み成果等を踏まえ、早期に分別統一が達成できるよう、より一層の住民理解の促進に努めるべきである。

① 分別区分について

より一層のごみ減量・資源化を進めるためには、燃やすごみの多くを占める生ごみの分別収集を実施することも選択肢として考えられるが、実施にかかるコスト・環境効果・住民負担を考慮すると、新潟市における実施は時期尚早と考える。

一方で、市民にとってより分かりやすい分別区分とするため、分別区分を減らすべきという視点もあるが、循環型社会の構築に向けた歩みを進める意味でも、現在の分別区分を維持することが望ましい。ただし、「有害・危険物」に割れたガラスや刃物が該当しないなど、分別の呼称が市民にとって間違いやすい点などは改善の必要があると考える。

② 収集回数について

現在の収集カレンダーに関しては、品目によっては収集が月1回のものや月2回のものがあり、「収集回数が少ない」、「高齢者にとって分かりにくい」といった意見がある。

しかしながら、排出量の少ない品目の収集回数を増やすことは、収集車運行にかかるCO₂排出量や収集にかかるコストを大幅に増加させる。また、排出そのものを抑制するという観点も考慮すると、収集回数を増やすのではなく、現在の収集回数を維持することが望ましい。

(2) 家庭系ごみの減量施策について

家庭系ごみについては、市民と行政の協働のもと指定ごみ袋の有料化と10種13分別のごみ収集制度を中心に大きな減量効果を上げたが、さらなる減量のためには収集制度以外の減量施策の充実も不可欠である。

家庭系ごみの減量施策のあり方としては、以下の5項目をごみ処理基本計画に反映し、推進していくことを求める。

① リデュースの取り組み強化を踏まえた3Rの推進

ごみの分別区分の現状を維持する中でさらなるごみ減量を図るためには、3R（リデュース・リユース・リサイクル）、とりわけリデュースの取り組みが重要である。レジ袋の削減やマイバックキャンペーン、食べ残しもったいない運動、生ごみの水切りなど、これまで以上に推進すべきである。

また、3Rの一つとしてリサイクルも可能な限り進めるべきであり、近年注目を浴びている使用済み小型家電製品からのレアメタルの回収をはじめ、今後、新しいリサイクル技術の進展や社会情勢の変化が生じた際には、拠点回収等による新たなリサイクルルートの構築を検討すべきと考える。

② 取り組み易さを考慮した分別制度のさらなる周知

現在のごみ分別制度においては、収集が月1回や月2回の品目があり、特に高齢者や単身世帯、転入者等にとって分かりにくく、市民が取り組みにくいという意見もある。現在の分別制度がより取り組みやすくなるように、前述した間違いやすい分別区分の呼称変更等を含め、周知の方法を様々な工夫により改善していくべきである。

また、その際は分別ルールを十分理解していない層も取り組めるよう工夫し、粘り強くルールの周知徹底に努めていくことを求める。

③ 農業分野とも連携した生ごみ減量施策の調査・研究

生ごみは家庭系可燃ごみの約4割を占め、また唯一家庭でリサイクルができるごみであり、市民・行政が一体となって減量化に取り組むことが重要である。

また、生ごみ減量化にあたっては、新潟市の「都市と田園が共存する」という特徴も踏まえ、農業行政サイドとも連携を図りながら施策を講じていくことを期待する。

なお、生ごみには塩分、保存料など様々なものが含まれているため、堆肥化を行う場合は土壌や水質の汚染につながらないように慎重な処理等に注意すべきである。

④ 地域の催し等と連携した幅広い年齢層への環境教育

現状の環境教育は小中学生を対象としたものが中心であるが、幅広い年齢層への環境教育の実施が必要であり、ごみ処理に関する理解を深めるためには処理施設を実際に見学することが有効な手段と考える。この他、地域の祭りや行事でのリユース食器の利用を通じた啓発活動や、施設見学と同等の効果が期待できる資源化処理工程の映像化などをより具体的に検討すべきである。

また、現計画で創設された市民還元事業のひとつである地域活動補助金について、引き続きこの制度を活用した地域独自の環境活動や環境を意識した行事などがより頻繁に行われるよう、地域活動を後押ししていくことも重要である。

⑤ 市民が自ら考え行動するための意識啓発の展開

家庭系ごみをさらに減量・資源化するためには、市民が環境問題に関心を持てるような意識啓発が重要である。東日本大震災による電力不足などにより、私たち市民が自らのライフスタイルを見直す必要性に迫られている今だからこそ、ごみ減量・資源化についても、市民が自ら考え自発的に行動できるよう働きかけていく必要がある。

3. 事業系ごみの減量施策のあり方

平成20年6月の新ごみ減量制度への移行では、処理手数料の見直しによりごみ処理原価相当を徴収することとしたほか、市による事業系ごみの収集を廃止するなど、自己処理責任の強化が図られた。この制度のもとで、各排出事業者が日々ごみ減量に取り組んでいることを評価したい。

しかしながら、事業系ごみは家庭系ごみに比べて減量率が低く、資源化可能なものが依然含まれていることから、より一層の減量対策が必要である。

事業系ごみの減量施策のあり方としては、以下の4項目をごみ処理基本計画に反映し、推進していくことを求める。

① 制度の効果的な周知手法の検討

排出事業者へのアンケートでは4割以上の事業所がガイドラインを「閲覧したことがない」と回答し、約4割の事業所が市の焼却施設における古紙の搬入規制について「知らない」と回答している。

制度周知が徹底されていないことは大きな課題であり、情報提供や指導を優先的に強化していくべきである。また、中小事業所が分別に取り組みやすくなるよう、ガイドラインをより平易に改訂するなどの配慮を求める。

② 排出事業者のごみ減量への動機付け

企業の社会的責任に注目が集まるなか、排出事業者に対しごみ減量の動機付けとなるような社会的評価は大変重要である。優良事業者の評価制度の構築も視野に入れ、積極的に評価していく環境を整備すべきである。

また、ごみ減量・資源化を推進することでコスト面でもメリットが生まれる方法を排出事業者に提案していくことも重要である。

③ 分別及び資源化の促進に向けた誘導

市の施設に搬入される事業系ごみの中にはまだ資源化可能なものが多く含まれている。特に古紙類・びん・缶は資源としての価値もあり保管しやすいため、徹底した分別と資源化が求められる。これら資源の市の施設への搬入を規制し、資源化へ誘導することが必要である。

また、事業系可燃ごみの多くを占める食品廃棄物についても、資源化が進むよう、食品リサイクルシステムの構築を期待する。

④ 産業廃棄物の混入防止

市の施設に搬入される事業系ごみの中には、食品製造業等から排出される動植物性残渣(主として食品廃棄物)や廃プラスチックなどの産業廃棄物が混入している場合がある。

今後、排出事業者のごみ減量化に対する意識の向上を図るため、事業者において産業廃棄物と一般廃棄物をきちんと区分して処理するよう指導・啓発するとともに、市の施設における産業廃棄物の混入防止対策を強化する必要があると考える。

4. その他の諸課題

諮問事項ではないが、現在における重要な課題である以下の事項についても意見を付す。

(1) 大規模災害に備えた事前の体制整備

東日本大震災のような複合的かつ大規模な災害が生じた際、迅速かつ十分な対応ができるよう、今後、他の災害関連計画の見直しの動向を見据えつつ、被災地の経験を教訓にした実効性のある災害廃棄物対策及びトイレ対策に係る体制整備を進めるべきである。

また、災害時のトイレ対策においては、高齢者や障がい者のみならず、乳幼児等にも配慮した対策を講じることにより、災害時要援護者全般に対するきめ細かな対応が可能となるよう体制整備を進めることが重要である。

さらに、今後災害廃棄物対策やトイレ対策を見直す際には、市の組織全体で真に実効性が確保された体制が整備されることを期待する。

(2) 収集・処理体制の整備

現計画に基づき、これまで収集運搬に係る委託料算定方法の統一やDBO(公設民営)方式の導入による経済的な焼却施設の整備等を行ってきた。今後、さらに効率的な処理体制を構築していくためには、市内に点在している焼却施設の稼働状況等を見極めたうえで、施設の統廃合を進めていく必要があると考える。なお、統廃合を実施するにあたっては、市民の利便性を確保していくことを優先しつつ進めていくことが重要である。

また、収集運搬体制については、新たな処理体制の整備と併せ、低炭素社会の形成にも資するよう、焼却を休止した施設を中継施設化し、施設間の運搬の効率化を図ることなどにより、できるだけCO₂の排出が抑制されるよう期待する。

おわりに

審議会は、市長からの諮問に基づき、直接の諮問事項である「家庭系ごみのさらなる減量施策のあり方」、「事業系ごみの減量施策のあり方」にとどまらず、ごみ処理基本計画の基本理念・数値目標や家庭系ごみ収集制度など、包括的に審議し、「新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について」以上のとおり答申をまとめた。

新潟市には、この答申の内容を十分に踏まえ、市民からの意見を求めながら、真に有効なごみ減量・資源化に資する施策をごみ処理基本計画に反映し、循環型社会と低炭素社会・自然共生社会の統合的構築に向けた取り組みを一層進められることを強く希望する。

また、ごみ処理基本計画改定後の施策実施にあたっては、環境部門だけにとどまらず市役所全体で取り組むことを期待するとともに、市民や事業者への周知などについては、より分かりやすく効果的な対応を望むものである。

7 ● 環境関連用語集

【あ】

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストランの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

EMボカシ容器

EMボカシ容器は密閉式のポリ容器で、台所など室内に置き、十分に水切りした生ごみを入れた上にEMボカシ(微生物と米ぬかなどを混ぜた粉状のもの)をふりかけ密閉し、容器の下にたまった液肥をこまめに抜きながら、この手順を繰り返した後、直射日光の当たらない場所に1～2週間置いてから土に埋めると、3～4週間でたい肥として利用できるもの。

インセンティブ

意欲を引き出すために「外部から与える刺激」のこと。

NPO

NPOとは、「Nonprofit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略で、広義では非営利団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。最狭義では、特定非営利活動促進法(1998年3月成立)により法人格を得た団体(NPO法人)のことを指す。

【か】

拡大生産者責任

EPR: Extended Producer Responsibility。生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄等の後に生産者が引取りやリサイクルを実施すること等が含まれる。OECDでは2000年に加盟国政府に対するガイダンス・マニュアルを策定している。

拠点回収

公民館、駅等の公共施設、スーパー等の小売店といった住民の使用頻度が高い施設を排出場所(拠点)として定め、回収容器を設置し、ごみを回収する方式。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

減量計画書

事務所・店舗・興行所・集会場・遊技場・旅館・学校等の用途に供される部分の面積が3,000㎡以上の建築物及び店舗面積が500㎡を越える小売店舗を対象に、分別保管場所の設置・担当者の選任・減量計画書作成提出を義務付けることにより分別を進め、資源化ルート等への誘導を促し、市施設に搬入される事業系廃棄物の減量を図るもの。

ごみ発電

ごみ焼却時に発生する熱エネルギーをボイラーで回収し、蒸気を発生させてタービンを回して発電を行うもの。化石燃料の使用削減につながることから温暖化対策としても有効である。

コンテナ収集

資源物などをプラスチック製容器（コンテナ）を用いて収集する方式。コンテナ収集を行うことにより、収集工程におけるびん割れを防ぎ、リターナブルびんとして再利用できるびんの比率を高めることができる。

コンポスト容器

落ち葉や生ごみなどを土中の微生物の働きにより、たい肥にかえるためのプラスチック製の容器。

【さ】

サーマルリサイクル

→熱回収

最終処分場

廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には埋立処分又は海洋投入処分される。最終処分は埋立てが原則とされており、大部分が埋立てにより処分されている。最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋立てることができる「安定型処分場」、有害な産業廃棄物を埋立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋立てる「管理型最終処分場」及び一般廃棄物最終処分場（「管理型最終処分場」と同様の構造）とに分類される。これらは埋立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められている。

再使用（リユース）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。具体的には、①あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、②製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、③ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」などがある。

再生利用（リサイクル）

廃棄物等を原材料として再利用することで、マテリアルリサイクルともいう。例えば、びんを砕いてカレットにした上で再度びんを製造する、アルミ缶を溶かしてアルミ缶その他のアルミ製品を製造することなどが再生利用に当たる。効率的な再生利用のためには、同じ材質のものを大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められる。なお、リサイクルのうち、廃棄物等を化学的に処理して、製品の化学原料にすることを特にケミカルリサイクルという場合がある（例：廃プラスチックを化学分解して油化、ガス化するなど）

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

使用済小型家電

テレビ、冷蔵庫、洗濯機・乾燥機、エアコンといった家電リサイクル法対象品目を除く使用済の小型家電製品。具体的には携帯電話やデジタルカメラ、CD・MDプレイヤー、携帯用ゲーム機など、電気で動く多種多様な製品が該当し、平成24年1月に環境省の諮問機関である中央環境審議会が使用済小型家電のリサイクル制度案をまとめた際には、制度の対象として96品目を盛り込む。使用済小型家電には、大半を輸入に頼るレアメタルを多く含んでおり、「都市鉱山」(使用済製品に含まれる有用金属を鉱石に見立てる)などとも呼ばれている。

自己処理責任の原則

廃棄物処理法第3条で規定された事業者の責務で、以下の3点に分けられる。①事業活動に伴って生じる廃棄物を自らの責任において処理すること。②事業活動に伴って生じる廃棄物の再生利用等を積極的に行うことにより、減量化に努めること。③物の製造、加工、販売等に際してその生産物が最終的には必ず廃棄物になることを考え、その生産物が廃棄物として排出された場合に処理が困難にならないようにすること。

自らの責任で適正に処理をするということは、いわゆる自家処理にとどまらず、地方公共団体の処理事業への委託も含むものであるが、他者へ委託するということは、当然その処理に要する費用を負担すること等を意味する。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法（平成12年 法律第110号）では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に製品等が循環資源となった場合は適正に循環的な利用が促進され、最後に循環的な利用が行われない循環資源については適正に処分されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

3R（リデュース、リユース、リサイクル）

リデュース（Reduce）：発生抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用の3つの頭文字をとったもの。

集団回収

町内会、自治会、PTA、子ども会等で古紙、缶、びん、布類等の資源物を日時・場所を決めて回収し、資源回収業者に引き取ってもらう活動のこと。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）

平成12年6月公布（法律第116号）。平成13年5月施行。事業者及び消費者は、食品廃棄物の発生抑制等に努め、食品関連事業者は、主務大臣が定める再生利用等の基準に従い再生利用等に取り組むものとされ、主務大臣はこの基準に基づき食品関連事業者に対し、指導、助言、勧告及び命令を行うことができると規定されている。

【た】

中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

DBO方式

Design Build Operateの略であり、「公設民営」を意味する。「設計・建設」と「管理運営」を包括的に公共が性能発注し、公共の資金（国庫補助、起債、一般財源）を用いて建設し、公共が所有。民間事業者が自分で運営管理を行うことを前提に設計・建設を実施する。

店頭回収

スーパーなどの小売店が容器包装などの資源物を店頭で回収するしくみであり、多様な資源回収ルートのひとつである。

電動生ごみ処理機

家庭から排出される生ごみを加熱又は微生物等による分解の方式により減量又は堆肥化する目的で製造された電気式機器。

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

平成10年6月公布（法律第97号）。平成13年4月完全施行。エアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたもの。

【な】

熱回収（サーマルリサイクル）

廃棄物から熱エネルギーを回収すること。ごみの焼却から得られる熱は、ごみ発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用されている。リユース、マテリアルリサイクルを繰り返した後もサーマルリサイクルは可能であることから、循環型社会基本法では、原則としてリユース、マテリアルリサイクルがサーマルリサイクルに優先することとされている。

【は】

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

昭和45年12月公布（法律第137号）。昭和46年9月施行。廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律。廃棄物の処理基準、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理施設の設置規制等について規定している。

排出者責任

廃棄物等を排出する者が、その適正なリサイクル等の処理に関する責任を負うべきとの考え方。廃棄物処理に伴う環境負荷の原因者はその廃棄物の排出者であることから、排出者が廃棄物処理に伴う環境負荷低減の責任を負うという考え方は合理的であると考えられ、その考え方の根本は1972年に経済協力開発機構（OECD）が提唱した、汚染者負担の原則（Polluter-Pays Principle）にある。

発生抑制（リデュース）

廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売に至るすべての段階での取組が求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装を拒否する、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組が必要である。

パブリックコメント

市民意見提出手続き。市民生活に広く影響を及ぼす市政の基本的な計画、条例等を立案する過程で、これらの案の趣旨、内容等を市民に広く公表し、提出された意見を考慮して決定するための一連の手続きのこと。

【ま】

舞平清掃センター

し尿・浄化槽汚泥を処理する施設。し尿・浄化槽汚泥を処理した際の汚泥に生ごみを投入しメタン発酵を行い、発生するメタンガスは熱源として利用し、汚泥は堆肥化している。

マテリアルリサイクル

→再生利用

【や】

容器包装

容器包装リサイクル法における「容器包装」とは、「商品の容器及び包装であって、商品が消費されたり、商品と分離された場合に不要になるもの」とされており、基本的には全ての容器包装が対象となる。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

平成7年6月公布（法律第112号）。平成12年4月完全施行。一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたもの。

溶融処理

燃料の燃料熱や電気から得られた熱エネルギー、またその他のエネルギーにより焼却灰・飛灰を加熱し、1,300℃以上の高温条件下で有機物を燃焼、ガス化させ、無機物を溶融してガラス質のスラグやメタルを資源として回収すること。

【ら】

リサイクル

廃棄物等を再利用すること。原材料として再利用するマテリアルリサイクル(再生利用)、焼却して熱エネルギーを回収するサーマルリサイクル(熱回収)がある。

リターナブルびん

ビールやお酒、ソフトドリンクなどの容器で、飲み終わった後に回収・再利用されるビンのこと。洗浄するだけで再利用できるため、省エネとごみの減量化に寄与する。

リターナブル容器

中身を消費した後の容器を、販売店を通じて回収し、飲料メーカーが洗浄して再び使用する容器をいう。リターナブル容器はワンウェイ容器のようにごみにならないことから、ごみの発生抑制の手段として有効である。

リデュース →発生抑制

リユース →再使用

レアメタル

非鉄金属のうち資源としての存在量が少ない、もしくは存在量が多くても採掘が難しいため産出量が少ないといった理由から、産業界での流通・使用量が少ない金属の総称。携帯電話やデジタルカメラといった電子機器の部品等に利用されている。近年レアメタルの枯渇や価格高騰が危惧されており、使用済小型電子機器等からのレアメタルの回収に注目が集まっている。